

# 宗像市議会における請願者の意見陳述について

## 1 趣旨

宗像市議会では議会への市民参加を促進し、議会審査の充実を図るため、議会基本条例において請願者の意見陳述を規定しています。請願者本人が希望し、審査する委員会が認めたときに、その委員会において、請願を提出するに至った思いや意見を述べることができます。

## 2 意見陳述申出書の提出

- (1) 請願の意見陳述を希望する場合、所定の意見陳述申出書の提出が必要です。
- (2) 郵送により請願書を提出する場合で、意見陳述を希望する方は、必要事項を記入した意見陳述申出書を同封の上、郵送してください。
- (3) 意見陳述申出書の提出締め切りは、請願の提出締め切り日と同一です。
- (4) 意見陳述者を変更する際は、その旨の申出が必要です。

## 3 意見陳述の許可

請願を審査する委員会において、意見陳述の許可・不許可を決定します。

## 4 意見陳述の方法

- (1) 意見陳述は、委員会において、請願の審査の冒頭に行います。
- (2) 意見陳述の人数は、1人とします。
- (3) 意見陳述の時間は、1件あたりおおむね5分以内です。
- (4) 初めに住所・(団体名)・氏名を述べてください。
- (5) 委員から意見陳述者に質問することや、意見陳述者から委員に質問することはできません。
- (6) 資料等の配布や補助資料(パネル・画像・音声データ等)を使用することはできません。
- (7) 意見陳述終了後、引き続き傍聴を希望する場合は、傍聴席へ移動してください。

## 5 その他

- (1) 提出された請願について、初めて委員会審査を行うときに意見陳述を行うことができます。
- (2) 意見陳述での発言内容は、会議録に記録され、情報公開の対象になります。
- (3) 意見陳述は、インターネットで議会放映(ライブ中継と録画による放映)を行います。放映の中止を希望する場合は、その旨お申し出ください。議会放映を中止しても、会議録には住所、氏名、発言内容等が記録されます。
- (4) 意見陳述に際しては、以下の事項を守り、委員長の指示にしたがってください。
  - ① 発言するときは、委員長の許可が必要です。
  - ② 請願内容の範囲を超える発言はできません。
  - ③ 個人情報に関する発言や公序良俗に反する発言、個人・団体等への誹謗中傷や名誉を棄損する発言などはしないでください。
- (5) 請願の審査日時は審査の状況により異なります。
- (6) 請願の委員会審査時に不在の場合は、意見陳述ができません。

## 6 様式のダウンロード

意見陳述申出書様式は宗像市ホームページからダウンロードすることができます。